

第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（第2回）議事概要

3 議事 第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）の策定について

（1）報告事項

資料1 第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（第1回）

協議を受けての変更点（基本理念、基本的な方針、基本施策）

- 表記について、「子供」の表記を漢字で統一するかどうか検討いただきたい。「こども基本法」ではひらがなの「こども」が用いられているため、表記の統一性を考慮する必要がある。（山本理絵委員）
- 基本施策16に「優れた教員」とあるが、資料内には「教員等」や「管理職」といった言葉も出てくる。学校現場では、教員だけでなく事務職員も非常に重要な役割を担っているため、「教員」を「教職員」に改めることを提案する。（加藤正彦委員）

（2）協議事項

資料4 第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）本冊（案）

- 「人材」という言葉について幾つか意見がある。まず、基本施策3の「グローバル社会で活躍するための人材の育成」について、修正案では「グローバル社会で活躍できる力の育成」となっている。WG1でも「人材」という言葉に対する批判的な意見が聞かれた。資料全体を見ると、例えば9ページ、12ページ、13ページにかけて「人材」という言葉が頻繁に使用されている。WGの提言にもあるように、経験を通して力を育む、役割を見出しながら自分らしく生きる力を育むといった表現を生かし、例えば9ページの③における「新たな価値を生み出す」という文言を、「知識や能力、体力を身につける」と表現したり、④における「変革を起こす力を育む」を、「変革を起こせる」という経験を通して力を育むと表現するなど、子どもたちが主体となるような言葉に改めることを提案する。また、12ページから13ページにかけても、「学びを通して自分の可能性を広げる」「夢を実現できる力を育む」「充実した人生を送る」「役割を担うことで自己実現を果たす」といった表現に改め、「人材を育成する」という表現を避けることを提案する。社会や産業界、経済界のための人材育成というイメージではなく、子どもの人格の完成という教育本来の目的に立ち返るべきではないか。（堀委員）
- 前回の検討会議でも指摘したが、WGにおいても、委員から同様の意見が寄せられ、提言に反映されている。今回の教育ビジョンが2030年までを対象としていることを考慮すると、「持続可能」という視点を基本理念や基本施策に盛り込むことは、SDGsの方向性にも合致すると考える。（加藤智委員）
- WG2においても、タイトルには表れていないが、「創り手」という表現を用いている。決められたものを担うのではなく、既成概念にとらわれず、それぞれのアイデアを生かしながら新たに創り出すという点が重要になると考

える。国の教育振興基本計画においても、同様の表現が用いられていると考える。(山本理絵委員)

- 「創り手」という表現、「持続可能な社会」という視点を取り入れる方向で、意見が一致していることを確認する。(柴田座長)
- 意見ではなく質問であるが、「人材」という言葉を使わぬ方が良いという説明について、意味が十分に理解できなかつた。資料1ページの文脈で「人材」という言葉が多様性に馴染まないということだが、詳しく説明していただきたい。企業では「人材」という言葉を当たり前のように使用しており、「多様な人材」という表現も用いるため、疑問に感じる。(岩原委員)
- 企業で人材育成を行うことは当然のことと考えるが、ここは教育の場であり、教育基本法にあるように、人格の完成を目的としている。企業で活躍することだけが、社会で生きることではない。教育の場で実現すべきことは、たとえ余命1ヶ月と宣告された子どもであつても、教育の現場で自分らしく生きることであり、そこを目指していくべきである。従って、「人材」という言葉ではなく、その子らしさが生き生きと実現されるような表現を望んでいる。(堀委員)
- 「人材」という言葉は企業に限定されるものではないと考えるが、学校で学び続ける人もいれば、別の道に進む人もいるため、様々な生き方がある。「人材」という言葉が企業に限定されるという記載はどこかに存在するのか。(岩原委員)
- 「人材イコール企業」ではなく、社会教育の「地域活動に参加する人材の育成」には異論はない。「人材」という言葉自体が問題なのではなく、教育基本計画にふさわしい言葉かどうかという観点から、「人材の育成」というタイトルにすると、それを目的とした教育となり、視野が狭まってしまうことを懸念している。(堀委員)
- 「人材」に代わる言葉や表現はあるか。(岩原委員)
- 先ほど例として挙げたが、WGの提言に記載されている言葉は非常に素晴らしい。「困難を乗り越える力を育む」「他者と協働して試行錯誤を重ねる経験を通して」「意図的かつ継続的に育成する」といった表現が良いと考える。例えば、「子どもたちが学びを通じて自分の可能性を広げて実現できる力を育む」「キャリア教育を通して充実した人生を送る」「役割を担うことで自己実現を果たす」といった言葉を用いることを提案する。(堀委員)
- 人が社会の中で活躍するという点においては共通していると考えられる。企業側の視点からは、特定の役割を担える人材を探し、育成するという観点になるが、育つ側の視点からは、社会との関わりを通して自分らしく活躍できる道を探していくという主体的な視点になる。教育的な観点からは、「人材」という言葉の使用を抑制的にするべきではないかという意見だと理解した。(柴田座長)

- 企業を経営している立場からすると、「人材」という言葉は社会に出るか教育の場かという文脈で捉えることができる。小中学校のPTA活動をしている経験からすると、小中学校までは「人材」という言葉はふさわしくないかもしれないが、高校、大学になると「人材育成」という言葉が適切に感じられる。企業としては、「人材」という言葉は一般的な言葉であると感じる。(市岡委員)
- 今までの意見を踏まえ、適切な言葉遣いを心がけ、誤解のない表現を心掛けていきたい。「人材育成」に対応する教育的な言葉を見つけるのは難しいかもしれないが、堀委員から説明があったように、教育基本法には人格の完成を目指すとあり、教育学では「人間形成」という言葉も用いられる。人間が人間として成長・発達していく主体であることを意味する。もちろん、「産業教育」や「人材育成」の側面も必要であるため、両側面を踏まえ、バランスの取れた表現を検討していただきたい。(柴田座長)
- 8ページの④に「へき地教育の振興」という言葉があるが、「へき地」と決めつける表現は適切ではないと考える。同ページの施策の方向にある3つ目の○には「人口減少地域における」という言葉が用いられ、13ページの県立高校の適正配置に関する3番目の箇所には「山間部、中山間部、半島地域」という言葉が用いられている。「へき地」という言葉は、遠くない将来に消滅してしまう場所、あるいは何も届かない場所という印象を与える可能性がある。人口減少という視点であれば、誰もが「へき地」とは思わないだろう。山間部などの地域の振興と人口減少の問題を混同して良いのか、感想として述べる。(榎委員)
- 11ページの左下にある②の「ICTの効果的な活用」の最下部に、「個々の児童生徒の学習状況や心身の状況の一元的な把握」という文言があるが、その意味が非常に気になる。削除していただきたいと考える。1年ほど前に、小中学校の学習端末の利用において、アプリ業者が児童生徒の情報を直接取得・管理していたという報道があった。文部科学省が調査を命じたはずだが、その後の状況はどうなっているのか。このデータの利活用、子どもたちの学習や心身の健康状態に関するデータの活用は、教育現場から生まれたものではなく、経団連の新成長戦略から出たものである。ご存知のことと思うが、学校が保有する学習データは、保護者の勤務先や収入、個人の病歴、発達障害の有無など、非常に多くの情報を含んでいる。それに加え、子どもたちの健康管理データや学習データが生涯にわたって利活用されるという構想が、新成長戦略には含まれている。個人情報の塊を一元管理することは非常に危険であるため、慎重になるべきである。27ページには、「個人情報の保護に十分に配慮しながら」という文言があるが、「配慮」だけでは不十分であり、個人情報を保護しなければならない。少なくとも、子どもと保護者が自身の個人情報を保護する権利を有することを明確にする必要がある。日本では、まだ法整備も進んでいないため、当該箇所は削除するべきだと考える。(堀委員)

- 16 ページ、17 ページには人権教育などが記載されているが、「思いやる心」や「尊重」という言葉だけでは、いじめや差別はなくならない。教育現場の方はよくご存知のことと思う。ここで、子どもの権利条約について言及すべきである。資料全体を読んだが、子どもの権利条約という言葉は 1 箇所しか出てこなかった。子どもたちが子どもの権利を知り、権利の主体者となるように教育することで、自分にも他者にも人権があることを学んでいく必要がある。例えば、16 ページの効果的な学習方法や指導方法という箇所に、子どもの権利条約を学ぶという文言を入れる、17 ページの③に「子どもの権利条約を広める」という文言を入れることを提案する。また、④のルール等の制定や見直しの過程において、子どもたちの意見聴取がされていることは素晴らしいことだが、子どもたちの意見表明権を保障するという観点を加えるべきである。「創り手」という言葉を用いるのであれば尚更、自分の意見を持ち、表明し、他者と協働的に発展させていくという観点が不可欠であるため、子どもの権利条約における意見表明権を明記することを提案する。(堀委員)
- 18 ページの基本施策 9 「不登校児童生徒への支援」について幾つか意見がある。まず、主な施策である「早期対応、早期支援の充実」について、4 つ目の「誰一人取り残さない学習指導や自己肯定感を育てる体験的活動」は、生徒指導提要において発達支持的生徒指導としてまとめられているため、最後の「生徒指導、教育相談体制の充実」という文言よりも、「発達支持的生徒指導」と記述した方がまとまりが良いと考える。また、自己肯定感を育てる体験的活動と限定して良いのか疑問である。心理教育には様々な側面があるため、包含できるような表現にする必要があると思う。次に、右側のページの③「家庭からの相談体制等の充実」について、相談相手の第一候補は担任の先生であると考えられ、子どもたちの声の中にも、担任の先生以外の相談相手としてスクールカウンセラーが挙げられている。家庭教育コーディネーターの充実も重要だが、そこに焦点を当てた書き方が適切かどうか検討する必要があると思う。最後に、細かな文言についてだが、4 の「多様な学びの場の確保」における 2 つ目の○において、最初に「県教育センター」とあるが、「県総合教育センター」が正しいと思うため、確認をお願いする。関連して、参考資料である 28 ページにおいて、不登校児童生徒への支援の充実に関する一番右の箇所に、「不登校支援センター」とあるが、「県教育支援センター」に名称変更されていると思うので、確認をお願いする。(五十嵐委員)
- 21 ページの「読書はした方が良い」という意見について、とりあえず読書はした方が良いと考えている子どもがいる一方で、「部活が忙しくて全然読めていない」「ネットで何でも検索できる」といった声もあり、これが子どもたちの現実である。そのような子どもたちが、21 ページにある市の図書館や公立図書館を利用するだろうか。学校に図書館があることの意味は非常に大きく、子どもが自分の足で通える場所であり、学びと本を結びつけることができる場所は、学校の図書館である。この部分の記述が弱いため、もっと強調

していただきたいと考える。WG 1 でも、言語活動や情報活用について議論されたが、今回の計画には探究やバカロレアを推進するという記述が頻繁に登場する。それを推進するのであれば、子どもたちの身近に本があることは不可欠である。他県では、各校に学校司書が一人配置されている学校多くはないが存在する。司書がいる図書館といない図書館では大きな違いがあり、高校では雲泥の差がある。司書がいる学校では、毎月 50 冊ほどの新しい本に入るが、そうでない学校もあると聞いている。学校司書を専任・専門で配置することが必要であると考える。そのような施策を盛り込むべきである。現在の愛知県における学校司書の配置は非常に厳しい状況であるため、前向きな文言を入れるべきである。(堀委員)

- 企業出身者として、皆様に意見を伺いたい点がある。WG 1 に参加し、様々な意見を聞き、大変参考になった。その中で最も印象に残った言葉は、資料 2 の 1 にある WG の箇所で、「キャリア教育の充実の中で、子供たちがしなやかに、したたかに、たくましく人生を切り開く」という言葉である。職場に戻り、現役の社員と話したところ、様々な意見が出た。「たくましく」は困難を乗り越えるという意味で全員が必要であるという意見で一致し、「しなやかに」も変化の激しい時代に必要であるという意見だった。問題は、「したたかに」という言葉で、要領が良い、世渡りが上手い、誠実さに欠けるといったネガティブな印象を持つ人もいた。企業の人たちはそう受け取ったようだが、この言葉が新しい基本計画の 9 ページにも掲載されているため、学校関係者の方がどう思われるか聞かせていただきたい。(岩原委員)
- 同様の印象で、「しなやかに、たくましく」の方がすんなり入ってくるようを感じる。「したたかに」は、本来そうあるべきかもしれないが、あえて入れる必要はないと考える。(加藤広也委員)
- 最初の案を事前にいただいた際、「したたかに」という言葉を残すかどうか迷った。誤解を与える可能性があり、ずる賢いといったニュアンスを与えるのではないかと懸念し、この 3 つの言葉が一般的にどのように使われているかを調べた。意外と使われていることが分かったため、削除しなかった。しかし、誤解を与える可能性も考慮すると、「しなやかに、たくましく」という方向性で良いのではないかと考える。(加藤智委員)
- 24 ページの基本施策 15 にある資料に、全国体力・運動能力、運動習慣調査」の体力合計点の経年変化のグラフが掲載されているが、違和感がある。全国最下位であることが問題であると大きく取り上げられているが、学校体育の目的は、体力合計点で全国平均より高い得点を取ることではないと考える。47 位だからダメだとか、男女すべて見ても 40 位より下であることは問題だということを強調するのではなく、生涯を通してスポーツに親しむ、運動を継続しようとする子どもを育成することが重要である。このような分析ではなく、子どもたちが運動に親しむ機会をどれだけ持っているか、生涯にわたってどのように運動に関わっていきたいかといったデータを示すべきであ

る。また、施策の箇所では、体力テストの優良児童生徒の顕彰が挙げられているが、それよりも子どもたちが運動をする環境を整えるという観点から市町村が運動施設等を整備していくことを県が促すことが重要であると考える。

(加藤正彦委員)

- 18 ページの基本施策「不登校児童生徒への支援の充実」についてお願いがある。不登校児童生徒の支援に関しては、中学校在籍時に不登校を経験した生徒を多く受け入れている教育機関として、専修学校高等課程がある。平均して2割の生徒が不登校を経験しているため、私立高等学校だけでなく、専修学校高等課程の名称も記載していただけたら幸いである。また、教職員も限られた支援の中で不登校経験のある生徒と向き合い、大半の生徒を立ち直らせているので、県からの支援もいただけないとありがたいと考える。(山本直明委員)
- 切れ目のない校種間連携の推進において、重視したいことや、①にある幼児教育の充実から大学までという観点から、幼保小連携や大学との連携など、推進したいことを現状と課題の箇所に明確に示していただけると良いと考える。15 ページの私立学校の振興にある図表について、私立高校の欠員数の推移は重要な指標だが、欠員数から見るよりも、毎年の募集数に対する充足率を示することで、生徒がどれだけ入学しているかを理解しやすくなると思う。現状と課題の〇3つ目にあるように、様々な施策によって私立高校の志願者が増えていくことが期待されるため、図表を充足率に変えていただけると、その方向性がより明確になると考える。(榊委員)
- 榊委員がおっしゃった私立学校の振興について、幼稚園の立場から意見する。現状の箇所にある「園児も園数も減っている」という記述について、数字が合っているか精査していただきたい。私学助成を受ける園が 2024 年には 241 園と減ってはいるが、新制度への移行がほとんどであり、図の 2 番目にある 241 園と新制度移行の 81 園を合わせると 320 園余りになる。新制度移行に関する数字が正しいか確認をお願いする。(水越委員)
- 19 ページにあるインクルーシブ教育システムの推進についてだが、右上にある「県立高等学校において、生徒の障害についての理解を促すとともに、豊かな人間性を育むため、特別支援学校の生徒との自主等とした交流及び協働学習を推進します」という文言は、まるで高校生の人間性育成のために特別支援学校の生徒が交流するようにも読めてしまう。そのような意図ではないと思うが、「実習等を通した」という部分も、協働学習の「協働」という漢字も、疑問に感じる。そもそも交流は対等な関係であるべきであるため、「相互学習を進めるため」など、表現を変えた方が良いのではないか。この文面を特別支援学校の生徒や保護者の方が読んだら、どのように感じるか想像できるだろうか。また、インクルーシブ教育についてしっかりと書かれているにも関わらず、それを進めるための環境整備、つまり障害のある生徒への合理的配慮ができるような環境を整えるという記述が不足していると感

じる。WG 2の提言にもあったが、障害のある子どもが安全に通うことのできる学校にするべきである。施設設備の充実について言及すべきである。②にある特別支援学校のセンター機能の強化は、高校にとって非常にありがたい制度であり、特別支援学校の先生のおかげで、特別な支援が必要な生徒たちへの支援が成り立っている現状があるため、強化していただきたいのは当然である。しかし、現状では特別支援学校の先生たちは非常に多忙であり、教員不足という問題も抱えているため、人員配置を進めるなど、人員を確保しなければセンター機能の強化は不可能であると考える。定数増を明記すべきである。(堀委員)

- 19 ページについて、交流及び共同学習における「協働」という漢字が意図的なのか、誤りなのか教えていただきたい。共に学ぶという意味合いを込めた表現に改めることを提案する。また、左上の児童生徒数の増加を見ると、特別支援学級や通級指導教室に通う特別な支援を必要とする子どもたちが増加している。文章には特別支援学校も増加しているとあるが、増加しているのは知的障害特別支援学校であり、その他の障害種の特別支援学校は高止まり、あるいは微減という状況である。特別支援学校の伸びは、右肩上がりの状況に追いついていないため、高校や専門学校に進学している生徒が多いと考えられる。(畠中委員)
- センター的機能については、件数に対して人員が不足しているため、必要な数だけ対応できていないのが現状である。現在の仕組みを維持したままインクルーシブ教育システムを推進することは難しい部分もあると考える。物理的な障壁等が存在するため、高校や専修学校への進学が困難な状況もある。施設のバリアフリー化を進めることで、インクルーシブ教育システムがさらに発展すると考える。子どもたちが力をつけるように指導していくことはもちろんであるが、周囲の環境を整備することも、インクルーシブ教育システムの推進につながる。WG 2の提言にあるように、設備面、人材面を含めて、県全体として障害のある子どもたちの学びを考えていただけると良いと考える。(畠中委員)
- 19 ページの 1 「連続性のある多様な学びの間における支援指導の充実」における①の「幼稚園等、小中学校、高等学校において管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とした校（園）内支援体制のさらなる充実を図ります」という記述と、②の上の「特別な支援を必要とする園児が就園する私立幼稚園や児童生徒への学習、生活、進学、就職等をサポートする私立中学校高等学校を支援します」という記述について、特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、公立、私立に関わらず支援を必要とする子どもたちが増えているため、書き方に配慮する必要があると思う。(室田委員)
- 様々な気づきがあったが、最も衝撃を受けたのは 18 ページの不登校に関する記述である。一般的に不登校の子どもが増加していることは知っていたが、左上のグラフと説明で、全体の 2 割が不登校であるということを聞き、驚き

とショックを受けた。ビジョンには様々なテーマを盛り込む必要があるが、このような状況を放置して良いのか疑問である。施策として、5人に1人が不登校という学校現場を信じられない思いである。様々な施策が実施されていると思うが、このようなグラフになっている現状をどう考えるのだろうか。令和6年度の数字が追加されると思うが、恐らく増加傾向は変わらないだろう。最重点で取り組むべき課題であると考える。(岩原委員)

- 2割という数字は、専修学校高等課程の紹介であり、全ての学校で2割ということではない。しかし、数が増加していることは事実である。(柴田座長)
- 不登校のお子さんが増えているのは事実である。予防的な働きかけとして、心理教育を含め、先生方が早期発見に努めるなどの取り組みが行われている。社会全体の流れの中で、学校に行く価値が問われているという現状も存在する。それでも学校に来ると楽しいことがある、意味があるということを感じてもらうことが重要であると考え、WG3で提言としてまとめさせていただいた。(五十嵐委員)
- 毎年データが出てくると思うが、どのような対策を講じた結果、数字がどう変わったのかといった情報を伝える必要があると思う。教育現場のことは良く分からないが、放置できない課題であると感じる。企業では問題が発生した場合、必ず対策を講じ、結果を分析し、何が有効かを日々繰り返している。数字がどのように変化していくのか、施策の有効性を評価し、全力で取り組む必要がある。不登校を0にすることは不可能だと思うが、少なくとも急激な増加傾向は食い止めなければならないと考える。(岩原委員)
- 19ページのインクルーシブ教育についてだが、不登校の子どもたちの話と関連する部分がある。特別支援学校出身の中学生の約1割を受け入れているのが専修学校高等課程であるため、インクルーシブ教育を行っている専修学校高等課程についても、文言を追加していただけたら幸いである。(山本直明委員)
- 18ページの不登校児童生徒への支援における現状と課題箇所に、「コロナ禍以降急増している」とあるが、コロナが原因で増えたように受け取れる。施策の方向にある「スクールカウンセラーと連携して欠席理由の把握に努め、学校全体で共有することにより、不登校傾向への早期対応に取り組みます」という記述からは、不登校にならざるを得ない子どもの苦しみや、子どもに寄り添うという視点が感じられず、大人目線での書き方になっているように感じる。子どもが苦しんでいることに寄り添うという視点をどこかに盛り込む必要があると思う。ICTを利用して家でも学習できるようにすれば良いというように聞こえるが、そうではなく、人と人とのつながりを重視した対応をしていく必要がある。(室田委員)
- この計画は教育振興基本計画だが、不登校の原因として貧困と格差の問題

があると考えられる。教育委員会や愛知県の教育関係者だけで不登校の問題に対処することは難しく、全てを背負うこともできない。項目を立てるかどうかは別として、福祉や医療など、教育委員会や県民文化局の枠を超えた総合的な取り組みが必要であることをどこかに記述する必要があると考える。計画であるため、縦割りという切り分けは必要だが、教育関係者だけで解決できる問題ではないということを全員が感じているはずであるため、その点を考慮すべきである。(榎委員)

- 不登校の背景にある貧困については、23 ページの家庭教育、子育て支援、子どもの貧困対策の充実における④の「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実」に記述されていると考える。しかし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを子育て支援や貧困対策とどのように繋げて活用していくのか分かりにくいため、より具体的に記述する必要があると考える。(五十嵐委員)
- 不登校については様々な活動を行っているため、様々な思いがある。第1回で、資料1の基本施策における9の「不登校支援」を「不登校支援を含めた表記」にした方が良いという発言をした。今回出てきた案は、タイトル通りの「不登校児童生徒への支援の充実」のみの内容であったため、このタイトルで仕方がないと思ったが、不登校が増加している学校の現状を変えない限り、この状況は変わらないと考える。子どもたちにとって安全ではなくなってしまっている学校という問題意識を持っている。6ページの基本的な方針における(2)の箇所に不登校児童生徒の話があるが、全ての人々、全ての子どもたちにとってお互いを尊重し合うこと、他者を思いやるだけでなく、人権を尊重するという言葉を入れることを提案する。(4)の「魅力的な学びの環境作りを進めます」という記述について、安心・安全という点がもう少し具体的に記述されることを望む。子どもたちが安全に通えるような学校作り、具体的には様々な対策が必要だが、そういった姿勢を示すことが重要であると考える。教員の立場から言えば、少人数学級が必須である。働き方改革に関する記述があったが、定数増や少人数学級についても言及していただきたいと考える。子どもが教室に 20 人しかいなければ、もっと丁寧に指導できるはずである。(堀委員)
- 23 ページの一番上に、核家族のグラフがあり、左側の説明には「核家族化による家庭における教育力の低下」という記述がある。このグラフはその記述を受けて掲載されたものだと思うが、核家族化によって教育力が低下していると言い切れるのか疑問である。核家族が増えているというデータを示すことで、あたかも 3 世代同居でないといけないというメッセージになるような気がする。不登校児童が増加しているグラフは意味があると思うが、核家族が増えているというグラフを強調する必要があるのか疑問に感じる。(加藤智委員)
- 見直しを検討していただきたいと考える。核家族が直接教育力の低下につ

ながるとは言い切れない部分があると思う。(柴田座長)

- 特定の項目についてではないが、全体を通して要望がある。協議に入る前の報告でもあったように、各WGでは現場目線での意見が多く出されたと理解している。この基本計画には、各分野の専門家と現場の意見が融合されており、この先5年間の愛知県の教育の理想が詰まっている素晴らしいものと考える。しかし、このビジョンを実行するのは現場の教員であることを忘れてはならない。県教委として、県として、何に力を入れようとしているのか、どこに予算をかけようとしているのか、どのような教育条件整備を計画しているのかを分かりやすく示すことで、実現に向けて現場は頑張ることができると思う。現場の教員がこの計画を読んだ時に、愛知の子どもたちのために取り組んでいこうと思えるように、愛知県教育委員会の方々に今後も尽力していただきたい。(林委員)
- 各学校でも、企業でも同じだと思うが、ビジョンを作ってもメンバーに共有されなければ意味がない。県民全体、特に担い手である学校の先生方にビジョンを理解し、納得してもらうためには、施策の裏付けが必要であるというご指摘があったので、作成したビジョンを生かしていただければと思う。(柴田座長)